

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

平成22年12月17日
宮城県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「安全規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 法第4条第1項及び第5項の規定による不許可は、不許可通知書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

(医師の指定)

第3条 法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

2 法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき医師を指定したときは、宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）で公示するものとする。

(受診命令等の通知)

第4条 法第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による医師の受診命令及び診断書の提出命令並びに法第12条の3の規定による医師の受診命令は、受診（診断書提出）命令書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

(銃砲刀剣類等の提出命令の通知)

第5条 法第8条第7項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令、法第8条の2第2項の規定による拳銃部品の提出命令、法第9条の8第3項の規定による教習用備付け銃の提出命令、法第9条の12第2項の規定による練習用備付け銃の提出命令、法第11条第8項の規定による許可取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令、法第11条第9項の規定による許可取消し後の銃砲等又は刀剣類の提出命令、法第11条の2第1項の規定による許可取消し前の拳銃部品の提出命令、法第11条の2第3項の規定による許可取消し後の拳銃部品の提出命令、法第13条の3第1項の規定による調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令、法第13条の3第3項の規定による調査を行う間における拳銃部品の提出命令、法第25条第1項の規定による本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の提出命令、法第26条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び法第27条第1項の

規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令は、銃砲刀剣類等提出命令書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

（射撃教習資格の不認定の通知）

第6条 法第9条の5第2項の規定による射撃教習を受ける資格の不認定は、射撃教習資格不認定通知書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

（射撃教習資格認定取消しの通知）

第7条 法第9条の5第3項の規定による認定の取消しは、射撃教習資格認定取消通知書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

（教習用備付け銃等に関する措置命令）

第8条 法第9条の7第3項（法第9条の11第2項、第10条の6第6項、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令は、措置命令通知書（別記様式第6号）を交付して行うものとする。

（射撃練習資格の不認定の通知）

第9条 法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の不認定及び法第9条の16第1項の規定による射撃練習を行う資格の不認定は、射撃練習資格不認定通知書（別記様式第7号）を交付して行うものとする。

（射撃練習資格認定取消しの通知）

第10条 法第9条の10第3項の規定による認定の取消し及び法第9条の16第2項の規定による認定の取消しは、射撃練習資格認定取消通知書（別記様式第8号）を交付して行うものとする。

（年少射撃資格の不認定の通知）

第11条 法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の不認定は、年少射撃資格不認定通知書（別記様式第9号）を交付して行うものとする。

（報告徴収）

第12条 法第10条の6第1項、第12条の3及び第27条の2第1項の規定による報告の要求は、報告要求書（別記様式第10号）を交付して行うものとする。

（指示）

第13条 法第10条の9第1項及び第2項の規定による指示は、指示書（別記様式第11号）を交付して行うものとする。

（許可取消しの通知）

第14条 法第11条第1項から第7項までの規定による許可の取消しは、所持許可取消通知書（別記様式第12号）を交付して行うものとする。

（年少射撃資格認定取消しの通知）

第15条 法第11条の3の規定による認定の取消しは、年少射撃資格認定取消通知書（別記様式第13号）を交付して行うものとする。

（銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知）

第16条 施行規則第107条の規定による通知は、通知書（別記様式第14号）に

より行うものとする。

(猟銃安全指導委員の活動区域及び人数)

第17条 安全規則第2条第1項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域及び当該区域で活動する猟銃安全指導委員の人数は、別表第2のとおりとする。

(猟銃安全指導委員の委嘱)

第18条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条の活動区域を管轄する警察署長が、当該区域内に居住し、又は勤務する者で当該区域の実情に精通し、かつ、適任として認め推薦したもののうちからこれを行うものとする。

2 前項の規定による委嘱は、委嘱状（別記様式第15号）を交付して行うものとする。

(猟銃安全指導委員の周知の措置)

第19条 前条第1項の規定により委嘱した猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先は、法の定めにより実施する講習会及び銃砲検査並びに猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動において、当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ずるものとする。

(猟銃安全指導委員の解嘱)

第20条 法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、当該猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして具申を受けたものについて行うものとする。

2 前項の規定による解嘱は、解嘱通知書（別記様式第16号）を交付して行うものとする。

(弁明の機会の通知)

第21条 安全規則第8条の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明の期日及び場所を当該期日の14日前までに書面により通知するものとする。

(災害補償)

第22条 猟銃安全指導委員の職務遂行中における災害補償は、非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定に関する規則等の廃止)

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年宮城県公安委員会規則第5号）

(2) 猟銃安全指導委員運営規則（平成22年宮城県公安委員会規則第1号）

附 則（平成27年3月20日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年10月14日公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月22日公安委員会規則第3号抄）

1 この規則は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和4年3月11日公安委員会規則第3号）

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

診断の対象者	医師
<p>法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 8 条第 3 号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 8 条第 3 号に規定する病気にかかっている者</p>	<p>左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>
<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者</p>	<p>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</p>

別表第2（第17条関係）

活 動 区 域	人 数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県若林警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	1
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	1
計	47

別記様式第1号（第2条関係）

第 号

不 許 可 通 知 書

本 籍

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

年 月 日付けで申請のあった の所持許可に
ついては、下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

受診（診断書提出）命令書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり指定する医師の受診（診断書の提出）を命ずる。

記

受診（診断書提出） を命ずる理由	
受診する指定医 の氏名、勤務する 病院名及び病院の 所 在 地	
診断書の提出期限	年 月 日まで
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

銃砲刀剣類等提出命令書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり の提出
を命ずる。

記

提出を命ずる 銃砲刀剣類等	種 別	
	商 品 名	
	番 号	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	年 月 日
所 持 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
提出を命ずる理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

射撃教習資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった射撃教習を受ける資格の認定については、
下記のとおり認定しないので通知する。

記

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	教 習 希 望 銃 種	
	所持希望銃種型式	
認 定 を し な い 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

殿

宮城県公安委員会 印

射撃教習資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第3項の規定により、下記のとおり射撃教習資格の認定を取り消すので通知する。

記

射撃教習資格認定証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
	交 付 者	
本籍・住所・ 氏名・生年月日	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
取消しの理由		

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

措 置 命 令 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条 第 項の 規定により、下記のとおり措置を執ることを命ずる。

記

1 措置命令事項

2 理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

射撃練習資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった射撃練習を行う資格の認定については、下記のとおり認定しないので通知する。

記

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	交付を受けている 許 可 証	
	教習修了証明書	
認 定 を し な い 理 由		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 教習修了証明書欄は、猟銃射撃練習資格の不認定の場合に記載する。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

殿

宮城県公安委員会 印

射撃練習資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 第 項の規定により、下記のとおり射撃練習資格の認定を取り消すので通知する。

記

射撃練習資格認定証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
	交 付 者	
本籍・住所・ 氏名・生年月日	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
取消しの理由		

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

殿

宮城県公安委員会 印

年少射撃資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった年少射撃資格の認定については、下記のとおり認定しないので通知する。

記

申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	銃 砲 の 種 別	
	射撃指導員の氏名	
認定をしない理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第12条関係）

第 年 月 日
号

殿

宮城県公安委員会 印

報 告 要 求 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記のとおり報告を求めます。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
報告を求める事項	
理 由	
報告又は資料の提出場所	
提 出 期 限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第11号（第13条関係）

第 年 月 日 号

住所

殿

宮城県公安委員会 印

指 示 書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第 項の規定により下記のとおり指示する。

記

指示の理由	
指示の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

所持許可取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第 項第 号の規定により、下記のとおり の所持許可を取り消すので通知する。

記

処分に係る銃砲等の種別、許可年月日 許可番号、商品名 及び特徴	種 別	丁
	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
	商 品 名	
	特 徴	
本籍・住所・職業 氏名・生年月日	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
取消しの理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年少射撃資格認定取消通知書

銃砲刀剣類所持等取締法第11条の3第 項の規定により、下記のとおり年少射撃資格の認定を取り消すので通知する。

記

年少射撃資格認定証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
	交 付 者	
本 籍 ・ 住 所 氏 名 ・ 生 年 月 日	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
取 消 し の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第14号（第16条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第7項の規定により、下記のとおり を
返還しないので通知する。

記

一時保管に係る 銃砲刀剣類等	種 別	丁
	商 品 名	
	番 号	
提出者の本籍・住所 ・氏名・生年月日	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
返 還 し な い 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の
規定により猟銃安全指導委員に委嘱します

委嘱期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会 印

解 嘱 通 知 書

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により
猟銃安全指導委員を解嘱したので通知します

年 月 日

宮城県公安委員会 印